解散公告（第三回）

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇二条第一項第三号の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月十九日

和歌山県和歌山市一番丁三番地和歌山市役所内

財団法人川端龍子顕彰会

代表清算人　岡畑　博之

解散公告（第三回）

当社は、平成十四年十二月三日商法第四百六条の三第一項の規定により解散したので、当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年九月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月十九日

沖縄県名護市港二丁目六番五号

株式会社沖縄情報技術開発

代表清算人　宮城　尚輝

配当公告

大阪市中央区瓦町三丁目五番七号ＮＯＦ御堂筋ビル九階、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区瓦町四丁目三番七号

破産者　株式会社フロンティア建設工業

右の者に対する大阪地方裁判所平成二十年(フ)第三九四八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金七四、七八九、七五〇円

一、配当することのできる金額

金四三〇、五五六円

平成二十四年九月十九日

大阪市中央区高麗橋四丁目四番九号淀屋橋ダイビル二階　破産管財人　石井　教文

配当公告

大阪市中央区瓦町三丁目五番七号

破産者　株式会社不動産計画評価研究所

右の者に対する大阪地方裁判所平成二十年(フ)第三八一五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三、九五三、四四六円

一、配当することのできる金額

金一、〇二七、四九六円

平成二十四年九月十九日

大阪市中央区高麗橋四丁目四番九号淀屋橋ダイビル二階　破産管財人　石井　教文

配当公告

広島県福山市一文字町一四番三一号

破産者　丸富株式会社

右の者に対する広島地方裁判所福山支部平成二十一年(フ)第三九八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

一般債権　金一、五五〇、三二一、〇一九円

一、配当することのできる金額

一般債権　金二六八、五三七、七五二円

平成二十四年九月十九日

広島県福山市若松町一〇番七号若松ビル四〇一号　破産管財人　弁護士　塚本　義政

配当公告

長崎県佐世保市木風町一四七三番地の一一

破産者　山口　政雄

右の者に対する長崎地方裁判所佐世保支部平成二十二年(フ)第三五三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

一般債権　金三九五、七九二、五一八円

一、配当することのできる金額

金二八、七三三、二三九円

平成二十四年九月十九日

長崎県佐世保市高天町六番三号

破産管財人　山元　昭則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道紋別郡遠軽町大通北二丁目二番地六二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　吉田　昌弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十九日

北海道紋別郡遠軽町一条通北四丁目一番地二六榎本司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　榎本　紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道足寄郡足寄町北一条三丁目七番地、最後の住所北海道足寄郡足寄町北二条三丁目一八番地

被相続人　亡　清水　厚司

平成二十四年九月十九日

大阪市中央区高麗橋四丁目四番九号淀屋橋ダイビル二階　破産管財人　石井　教文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県香取市佐原ロ二一一七番地二〇、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　高木　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十九日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号マニュライフプレイス千葉六階Ｂ室　日名子・東法律事務所

相続財産管理人　弁護士　東　耕三

平成二十四年九月十九日

岩手県釜石市中妻町一丁目二一番一〇号沖ビル二階　釜石ひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　文行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県香取市佐原ロ二一一七番地二〇、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　高木　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十九日

北海道帯広市東三条南一四丁目八番地

斉藤道俊法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中原　正樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県八戸市大字市川町字桔梗野二〇番地、最後の住所青森県八戸市柏崎六丁目二六番二号

被相続人　亡　佐藤　敬一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十九日

青森県八戸市根城七丁目一一番三三号　弁護士法人あおば綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　橋本　薫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県遠野市宮守町下宮守二八地割六〇番地三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　多田　勇行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十九日

岩手県釜石市中妻町一丁目二一番一〇号沖ビル二階　釜石ひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　文行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県上閉伊郡大槌町末広町二七番地二、最後の住所岩手県上閉伊郡大槌町末広町一番二六号

被相続人　亡　金崎　真史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

第58期決算公告

平成24年9月19日

東京都中央区築地六丁目13番３号

中富水産株式会社

代表取締役　中川　雅雄

貸借対照表の要旨

（平成24年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	573,453	流動負債	465,168
固定資産	55,324	固定負債	106,558
有形固定資産	22,270	株主資本	57,051
無形固定資産	859	資本金	24,000
投資その他の資産	32,194	資本剰余金	14,400
		資本準備金	14,400
		利益剰余金	18,651
		利益準備金	1,884
		その他利益剰余金	16,767
		（当期純損失）	(18,415)
資産合計	628,778	負債・純資産合計	628,778